

複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）

令和2年3月31日

令和2年9月10日改正

資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ

1. 概要

総合科学技術・イノベーション会議において、これまで研究者、研究機関が、研究資金を効果的・効率的に活用できるよう、関係府省間で連絡会を設置し、競争的資金等に係る各種ルールの一掃を行ってきたところである。それらは、「競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ」（平成27年3月31日）等の形で、整理している。なお、競争的資金を含めた競争的研究費の範囲でも、競争的資金の統一ルールに準じた運用を行うこととなった。

競争的研究費の各制度における研究費の合算使用は、「平成23年度科学・技術重要施策アクションプラン」（平成22年7月8日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員）等において、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に向けた検討の中で、要望の強い課題の一つとして挙げられ、これまで一部の競争的研究費制度で可能としていた。一方、内閣府が実施した「競争的資金の使い勝手の改善に関する調査」において、今般研究者より設備購入のために研究費を合算使用できる制度を拡大してほしいとの要望が寄せられている。

これらを踏まえ、各制度で実施する研究目的の達成と、更なる研究資金の効果的・効率的な活用の観点から、購入した設備の所有権が研究機関に帰属することを前提に、複数制度の研究費の合算により共用設備を購入することを可能とする研究費制度を拡大する。

なお、対象となる研究費制度を所管する資金配分機関は、以下の内容について事務処理要領等に明記することとする。

2. 対象制度

国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の5法人（以下、資金配分機関という。）が所管する競争的研究費の各制度とする。

3. 複数の研究費を合算した共用設備の購入

研究機関（研究者）が、資金配分機関が所管する競争的研究費の複数制度で、共同して利用する設備（以下、「共用設備」という。）を購入する場合、複数制度の研究費の合算による購入を可能とする。また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入する

ことも可能とする。

なお、購入した共用設備の所有権等の問題を踏まえ、合算による共用設備の購入が可能な研究機関種別については、大学、公的研究機関を対象とする。ただし、資金配分機関の判断により、上記以外の研究機関を対象とすることも可能とする。

4. 購入費用の負担割合

複数制度の研究費の合算による共用設備の購入を行う場合の、各研究課題、研究プロジェクトの負担割合は、合理的な考え方、具体的には「当該設備の使用割合（見込）による按分」、「研究課題数による等分」、「事業期間による等分」等により各研究機関において決定する。資金配分機関への当該共用設備の使用実績の報告は不要とするが、負担割合の考え方が分かる書類等は各研究機関において適切に管理及び保管し、資金配分機関の求めに応じ、実績報告時や検査時等に提出することとする。

なお、下記は、按分方法の例を示したものであり、研究の実情に則して、研究機関が合理的と考える按分方法を適用することとする。

- (1) 各研究課題、研究プロジェクトについて共用設備の使用割合（見込）により区分できる場合には、各々の負担額の割合を「使用割合（見込）による按分」により算出する。
- (2) 各研究課題、研究プロジェクトにおいて、「共用設備を使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題、研究プロジェクト数による等分」により算出する。
- (3) 各研究課題、研究プロジェクトにおいて、「共用設備を使用する権利」を購入するとの考えに基づき、各々の負担額の割合を「各研究課題、研究プロジェクトの事業期間（見込）による等分」により算出する。

5. 合算して購入した共用設備の耐用年数

合算して購入した共用設備の耐用年数は、各制度が定める耐用年数のうち、最も長い年数を適用するなど、各研究機関において適切に取り扱うこととする。

6. 研究者が異動する場合の共用設備の取扱い

異動先研究機関に合算して購入した共用設備を移す場合は、購入するための負担額を支出した全ての研究者（研究機関が補助事業者や委託契約先となっている場合は、当該設備の購入に係る研究実施担当者）が当該設備を移すことについて同意する必要がある。

なお、退職等により、明らかに当該設備の使用見込みがなくなった研究者の同意を必要とするか否かは、購入するための負担額を支出した全ての研究者の間であらかじめ取り決めておく。

7. 研究期間終了後における購入した共用設備の管理

研究期間終了後における購入した共用設備の管理については、合算使用する各制度の共用設備の処分に関する制限に基づくことにする。各制度において制限がない場合は、各研究機関の定めにより行う。

8. 補助事業により購入した共用設備の財産処分の取扱い

補助事業による合算使用については、補助目的たる各事業の遂行に支障を来さないことを前提に、制度ごとに関与度の整理が必要であるが、補助事業により購入した共用設備は、購入した研究機関の財産であり、資金配分機関は、財産処分の取扱いについて、制度別に各持ち分の整理をすることとする。

9. その他

本申し合わせは、原則として令和2年4月以降に公募を開始した事業・研究を対象とする。ただし、各資金配分機関の定めにより令和元年度以前から実施されている事業・研究課題においても、本申し合わせを適用することを可能とする。（※本申し合わせを設定日以降とする）